

練情審査発第26号

平成23年11月16日

練馬区教育委員会 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

自己情報非開示決定に対する異議申立ての審査について（答申）

平成23年3月4日付け22練総情第1096号で諮問（諮問第53号）を受けた「未成年の子供の所在および就学関連文書」に係る自己情報非開示決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

（答申第38号）

## 答申書（答申第 38 号）

### 1 審査会の結論

練馬区教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 22 年 12 月 24 日付けで行った、「未成年の子供（以下「本件児童」という。）の所在および就学関連文書」（以下「本件公文書」という。）に係る自己情報の開示請求についてその存否を明らかにしないで非開示とした決定（以下「本件処分」という。）は練馬区個人情報保護条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号。以下「条例」という。）上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例に基づく本件公文書の自己情報開示請求に対し、平成 22 年 12 月 24 日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

### 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書、意見書および口頭意見陳述において本件異議申立てに至る経過および理由を詳細に述べた上で、おおむねつぎのように主張している。

#### (1) 本件開示請求の趣旨について

本件児童は、現在、住所を秘匿しながら逃亡生活をしている意識の中で毎日をごしている。これが本当に子の福祉・教育にとって最善な暮らし方なのか。異議申立人は、子どもの目線で考え、直接子どもの前に現れると子どもに動揺を与えることが予測されるため、まずは担任より本件児童の様子を聞き、間接的に本件児童に接触していくのが望ましいと思い、本件開示請求を行ったのである。

#### (2) 本件処分が違法（不当）であることについて

ア 本件処分は、民法が規定する異議申立人が有する子らへの親権、監護および教育する権利への侵害であり、違法である。このことにより、異議申立人は日常生活にも支障をきたし、子の養育に関わる様々な文化的生活ができないことは、憲法第 25 条の規定にも反し、違法である。また、このことは、我が国が批准した国連児童の権利に関する条約の規定にも反するものである。

イ 実施機関は本件処分の根拠として「生命、健康、生活または財産を害するおそれ」と述べているが、理由が不明確で漠然としており、非開示とする根拠になり

えない。

ウ 異議申立人から本件児童に虐待が行われていたことはこれまで一切なく、異議申立人と本件児童との関係は良好である。実施機関は、連れ去り親の権利のみを取り上げ、司法の判断のみを判断の材料としているため、本件処分を下すにあたり検討や事実確認が不十分であることが明らかである。

エ また、本件処分の根拠としている「子の監護に関する処分（監護者の指定、子の引渡し）申立事件審判書」（以下、「審判書」という。）、「子の監護に関する処分（監護者の指定、子の引渡し）審判に対する抗告事件決定書」（以下、「決定書」という。）は、当該個人情報の本人である異議申立人から直接収集されたものではなく、異議申立人は、その保有および利用に同意もしていない。実施機関が、異議申立人の個人情報であるところの当該審判書および決定書を保有または利用することは条例の規定に反し、違法であることから、本件処分の根拠となりえず、正当な理由のない本件処分もまた違法である。

#### 4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し、実施機関は非開示理由説明書および反論書において、本件公文書を非開示とした理由についてつぎのように説明している。

##### (1) 条例上の非開示理由

ア 本件請求を受け、実施機関において確認をしたところ、本件児童については本件請求があった日以前にその母親から異議申立人による情報開示に応じないよう要請があり、その根拠として審判書および決定書が提出されていることが判明した。

イ これら審判書および決定書によれば、本件児童の心身の健全な発達のため、監護者を母親と定めるのが相当であり、本件児童の身柄については異議申立人から母親に引き渡すよう命じることが相当であるとの判断が裁判所によりなされていることが認められた。

ウ 異議申立人が法定代理人による自己情報開示請求という方法を選択したことを鑑みれば本件児童の監護者は異議申立人に対し、実際の居所を秘匿し続けていることが当然に推認されることから、これを開示すれば、監護者を不安にさせることは明白であり、ひいては本件児童の心理状態にも悪影響をおよぼすおそれがあると判断した。

エ 以上の理由により、本件児童と法定代理人たる異議申立人の利益は相反してい

ることが認められ、本件公文書を開示することは本件児童の健全な生活を害するおそれがあるものとして、条例第 19 条の 2 第 1 号に規定する非開示情報に該当すると判断したものである。

オ さらに、今般のように明らかに未成年者の利益と法定代理人の利益が相反している場合における所在および就学関連文書については、これが存在するか否かを答えるだけで、実際の居所のみならず練馬区立小学校という現実探索可能な程度の絞込みができ、異議申立人が接触を図るおそれが生じることから、その存否を明らかにしないで非開示としたものである。

(2) 本件異議申立てに対する実施機関の意見

ア 本件処分の根拠となった審判書および決定書は、公平公正を前提とする裁判所の判断であり、その内容をみても、本件児童の母親と異議申立人双方の主張を汲み取り、また、本件児童自身の状況をも勘案した上での判断が行われたものであると認められる。よって、どちらか一方の立場からではなく、より客観的かつ具体的な根拠をもって本件児童と異議申立人の関係について検討し、本件児童の利益を保護することを目的に適正に判断を行ったものであるから、異議申立人の主張は認めることができない。

イ また、審判書および決定書は、本件児童およびその保護者たる母親にかかる情報として当該母親より提出されたものであり、その収集および利用に関して異議申立人が主張するような条例の規定にかかる違反はない。

5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号。以下「審査会条例」という。）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第 29 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を条例に則して判断するものである。

イ 条例第 19 条は、区民等の自己情報の開示請求について規定し、条例第 19 条の 2 各号は、自己情報の開示請求に対し、例外的に当該開示請求に応じないことがで

きる事項について定めている。また、条例第 20 条は、例外的に自己情報の存否自体を明らかにしないで拒否処分を行うことができる旨を定めている。

ウ 当審査会は、条例のこれらの規定に則して、本件処分の適否について判断する。

(2) 本件公文書について

ア 実施機関の説明によれば、実施機関が管理する公文書として、本件開示請求の趣旨に該当するものは、学齢簿、通知表、指導要録である。

イ 学齢簿は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）に基づき、区市町村教育委員会が編製するもので、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）に基づき、学齢児童に関する事項（氏名、現住所、生年月日および性別）、保護者に関する事項（氏名、現住所および保護者と学齢児童との関係）および就学する学校に関する事項（就学する学校の名称、当該学校に係る入学、転学および卒業の年月日ほか）が記録されているものである。

ウ 通知表は、法定表簿ではなく、児童本人およびその保護者へ通知するために学校が任意で作成するもので、本区においては、児童の氏名、学校名、所属学年・学級、教科等の成績や日常生活の記録などに加え、当該学校の校長氏名・印および学級担任氏名・印が記載されているものである。

エ 指導要録は、学校教育法施行規則に基づき、校長が作成するもので、学籍に関する記録として児童の氏名、生年月日および現住所、保護者の氏名および現住所、学校名および所在地、校長氏名・印および学級担任氏名・印が、また指導に関する記録として指導の過程や結果などが記載されているものである。

(3) 本件開示請求について

ア 条例第 24 条第 2 項では、未成年者について法定代理人は本人に代わって自己情報の開示等請求を行うことができる旨を定めている。本件請求は、同居していない本件児童について、その親権を有する父親である異議申立人が法定代理人として請求を行ったものである。

イ 通常、未成年者とその法定代理人の利害関係は当然に一致するものと考えられ、未成年者に係る自己情報の法定代理人に対する開示は、当該未成年者の利益のために認められた制度である。しかしながら、実施機関は本件児童と異議申立人との利益は相反しているとして本件処分を行っており、まずこの点で、異議申立人の主張と対立しているため、以下に検討する。

(4) 本件児童と異議申立人との利益相反の有無について

ア 実施機関は、本件児童と異議申立人の利益が相反していると判断した根拠として、監護権に係る審判書および決定書における裁判所の認定内容を挙げて非開示理由説明書で説明している。

イ 当審査会としては、本件児童、その母親および異議申立人の三者それぞれの関係がある中で、本件児童の利益に反するか否かについては、あくまでも本件児童と異議申立人との関係に着目して判断する必要があると考え、審査会条例第7条第4項の規定に基づき、実施機関に対し審査資料として当該審判書および決定書の提出を要請し、その内容の検分を行った。

ウ その結果、本件児童は、異議申立人との生活により、その母親に対する正の感情を抑圧し負の感情を表さざるを得ないという、情緒面・心理面の発達にとって問題のある状態におかれているなど本件児童と異議申立人との関係に係る記載を実際に確認することができた。これら裁判所の認定内容と本件開示請求時点で本件児童およびその監護者たる母親が住所を秘匿していると推認できる状況と考え合わせた場合に、当審査会としても、本件児童に異議申立人が接触を図ることは本件児童の利益に反するという実施機関の主張は妥当なものであると判断した。

エ なお、異議申立人は一方の資料のみを材料として判断していると主張するが、審判書および決定書の内容をみても、本件児童の母親と異議申立人双方の主張および本件児童自身の状況を具体的に検討して判断を下していることが認められ、公正公平なものとしてこれを根拠とした実施機関の判断は社会通念上、適正なものといえることができ、この点についての異議申立人の主張は認めることはできない。

(5) 条例第19条の2第1号および第20条該当性について

ア 実施機関は、本件児童と異議申立人の利益相反の状況を認定した上で、本件公文書は条例第19条の2第1号に該当し、さらに、その存否を答えることは当該非開示情報を開示したことと同様の結果になるとして条例第20条に該当すると説明するが、この適否について以下に検討をすすめる。

イ 実施機関は、本件児童の居所の所在および通学先の学校名が明らかになれば、異議申立人が直接的または間接的に接触を図るおそれが生じ、その場合、本件児童の健康または生活を害するおそれがあるとしているが、(4)で検討したとおり、本件児童の利益に反することが認められる以上、この主張については首肯できるところである。

- ウ つまり、本件児童の利益を保護するためには、本件児童を異議申立人との接触から保護することが必要であるのであり、これにつながる情報が条例第 19 条の 2 第 1 号に規定する非開示情報に該当するものと解するのが相当といえる。
- エ ところで、本件公文書に記載された情報は(2)に説明したとおり、大別すると居所や通学先等所在に関する情報と成績等指導に関する情報ということが出来るが、実施機関は、それぞれの情報の内容について特に言及することなく、本件公文書の存否を答えること自体が条例第 19 条の 2 第 1 号に該当する非開示とすべき情報を明らかにしてしまうものであると主張している。
- オ 条例に法定代理人が未成年者に代わって自己情報の開示請求ができる旨を定めた趣旨を鑑みたときに、通常未成年者の利益と一致するところの当該未成年者の情報は、父親と母親どちらの立場で変わるものではなく、親権者として等しく開示されるべきであり、この点において実施機関はあくまで中立であるべきである。すなわち、親権者として正式に条例にのっとり請求した法定代理人であるのだから、利益相反があるとして直ちに一切の情報を開示しないと判断するのではなく、当審査会としては、情報の内容について慎重に検討すべきと考える。
- カ まず、一般的に居所や通学先等所在に関する情報については、接触が図られるおそれを生じさせるものとして直ちに理解できるものであるから、条例第 19 条の 2 第 1 号に該当することはいうまでもないところである。
- キ 一方、成績等指導に関する情報については、これのみでは接触が図られることに直接つながる情報とまではいえず、ましてや法定代理人である父親、母親双方にとって親権に密接に関係のある情報であるのだから上記オの姿勢に立ったときに開示すべきではないかとの考え方もある。
- ク 確かに東京都や国という範囲においては、上記キのように判断することもできよう。しかしながら、本件処分は、練馬区という一自治体の範囲の中で運用される制度においてなされたものである。つまり、練馬区にあてはめて考えた場合に成績等指導に関する情報のみであってもこの存否について答えることは、練馬区立小学校 65 校のいずれかに在籍する、もしくは在籍しないことを表すことになる。そして、仮に在籍するとなれば、接触が図られるおそれという点において、東京都や国における場合とは異なり明らかに蓋然性が高まることは否めず、これもまた接触が図られることにつながる情報と認定せざるを得ない。
- ケ よって、審査会としては、本件公文書の存否を答えることは条例第 19 条の 2 第

1号に該当する非開示とすべき情報を明らかにしてしまうものであるとして条例第20条を適用した実施機関の判断は、本件児童の利益保護の観点からやむを得ないものであり、妥当であったと判断する。

(6) 以上のとおりであるので、本件処分については1審査会の結論のとおり答申する。

#### 6 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成23年 2月22日	・異議申立書の受理
3月 4日	・練馬区教育委員会（実施機関）から諮問
3月23日	・本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・実施機関へ非開示理由説明書の提出要求
4月 7日 （第6期第4回審査会）	・実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
4月22日	・非開示理由説明書を受理
5月12日 （第6期第5回審査会）	・非開示理由説明書の審査
5月13日	・異議申立人に非開示理由説明書の送付と意見書の提出要請
	・異議申立人に口頭意見陳述の希望について照会
6月 3日	・異議申立人の意見書および口頭意見陳述申立書兼補佐人許可申請書を受理
6月14日	・異議申立人の高等意見陳述申立書兼補佐人許可申請書（再提出分）を受理
6月14日 （第6期第6回審査会）	・意見書の審査
7月12日 （第6期第7回審査会）	・異議申立人および補佐人の口頭意見陳述実施
8月 1日	・実施機関の反論書を受理
8月15日 （第6期第8回審査会）	・争点の審査
	・答申内容の検討
9月14日 （第6期第9回審査会）	・答申内容の検討
10月19日 （第6期第10回審査会）	・答申内容の検討
11月16日 （第6期第11回審査会）	・答申内容の検討および答申文の作成
	・練馬区教育委員会（実施機関）への答申